

群馬県立前橋清陵高等学校同窓会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は群馬県立前橋清陵高等学校同窓会とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の校友を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、下記の事業を行う。

- (1) 役員会、ならびに総会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 母校の行事に対する協力援助
- (4) その他、必要と認める事項

(事務局)

第4条 本部を群馬県立前橋清陵高等学校内に置く。

第二章 会員

(組織)

第5条 正会員は、群馬県立前橋第二高等学校、ならびに群馬県立前橋清陵高等学校を卒業した者とし、特別会員は、母校の現職員、ならびに旧職員とする。

第三章 役員

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- | | | | |
|-----|-------|-----|---|
| (1) | 会 長 | 1 名 | |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 | |
| (3) | 書 記 | 若干名 | |
| (4) | 会 計 | 若干名 | |
| (5) | 会計監査 | 若干名 | |
| (6) | 理 事 | 若干名 | (会員の中から役員会が推薦し、会長がこれを委嘱する。) |
| (7) | 顧 問 | 若干名 | (前会長、元会長、ならびに特別会員の中から役員会が推薦し、会長がこれを委嘱する。) |

(役員を選出)

第7条

- (1) 会長以下、すべての役員は役員会において推薦し、総会でこれを決定する。
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再選はこれを妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を総括し、副会長はこれを補佐する。書記ならびに会計はその仕事を分掌し、会計監査は会計を監査し、理事は会を補佐する。顧問は会運営上の相談にあたる。

第9条 年度ごとに各クラスで代表を選出する。クラス代表は、本部から会員への連絡係、および当該学年・クラスのまとめ役としてその任に当たる。なお、クラス代表は役員会には属さない。

第四章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は次の3項に則り行われる。

- (1) 定例総会は毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた場合、役員会の決議を経てこれを開く。
- (3) 役員会は、毎年必要に応じこれを開く。

(総会)

第11条 総会では、以下の議事を出席会員の過半数を以て議決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

- (1) 決算の承認および予算の決定
- (2) 役員の選出
- (3) 事業報告の承認と事業計画の決定
- (4) 会則の改正
- (5) その他、重要事項の審議ならびに決定

(役員会)

第12条 役員会では、本会の運営を円滑に進めるため、以下の事項を審議、処理する。

- (1) 会員相互の親睦、交流を図るための企画立案、実行。
- (2) 学校行事への参加、援助。
- (3) 会員の慶弔、ならびに在校生の表彰。
- (4) 総会の準備。

第五章 支部

(支部)

第13条 会員が10名以上居住する地区においては、支部を設けることができる。

第六章 会計

(経費収入)

第14条 本会の経費は、終身会費、寄付金および雑収入を以て支弁する。終身会費は3,000円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 補則

(補則)

第16条 本会の運営に必要な細則については別に定めることができる。

この会則は、平成25年7月27日より施行する。